

高石市空き家対策補助制度

高石市空き家バンク制度で成約され登録物件を売却、購入又は賃貸借する場合に費用の一部を補助して費用負担を軽減することで、空き家の有効活用、定住促進及び地域活性化を図ります。

ー空き家対策補助制度ー

①不要物撤去事業(売却者)

空き家バンクを利用して空き家の売却が成立した場合、不要物撤去に要する費用を**最大5万円**補助します。

②賃貸借契約事業(借り主)

空き家バンクを利用して賃貸借契約が成立した場合、仲介手数料に要する費用を**最大5万円**補助します。

③空き家改修事業(購入者)

空き家バンクを利用して購入した住宅のリフォームに要する費用を**最大30万円**補助します。

④空き家購入事業(購入者)

空き家バンクを利用して住宅を購入した場合に、登記費用、仲介手数料、引越しに係る費用を**最大20万円**補助します。

なお、義務教育終了前の子どもを扶養している世帯には、**最大30万円**まで補助します。

※いずれの補助事業も予算額に達しますと終了となります。

※各補助事業には、条件があります。申請前に行うと補助が受けられませんので、ご注意下さい。



詳しくは都市計画課までご連絡下さい。お問い合わせ先:072 - 275 - 6479